

○長岡崇徳大学学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 長岡崇徳大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と倫理観を涵養するとともに、専門的知識・技術を修得させ、科学的根拠に基づいた判断力と問題解決能力を養い、多職種と連携・協働して地域社会における保健・医療・福祉の向上に貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。

2 本学は、これらの教育目的を達成するために学位授与の方針を定め、別に示す。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため教育研究等の状況について、本学は自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価に関する事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容および方法の改善を図るための委員会を設け、研修および研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員および修業年限

(学部、学科および学生定員)

第4条 本学に看護学部を置く。

2 前項の学部に置く学科および定員は、次の各号のとおりとする。

(1) 看護学科

(2) 入学定員 80名

(3) 収容定員 320名

(修業年限および在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。ただし、在学年数8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期および休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2期に分ける。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学の開学記念日 5月2日
 - (4) 春期休業日 3月16日から3月31日まで
 - (5) 夏期休業日 8月11日から9月30日まで
 - (6) 冬期休業日 12月25日から1月8日まで
- 2 学長は、必要がある場合、前項の休日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定めるものの他、臨時の休業日を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第9条 本学の1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含め、35週にわたるものとする。

第4章 入学、退学、休学、復学および除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 前各号に掲げるもののほか、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 12 条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

(入学の選考)

第 13 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第 14 条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の納入金を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

(変更の届出)

第 15 条 学生が住所、氏名を変更したときは届け出なければならない。

(編入学および転入学)

第 16 条 本学に編入学、転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限りその理由、学力等を考査し、学長が入学を許可する。

(退 学)

第 17 条 疾病、その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人連署の上、願出で学長の許可を得なければならない。

(休 学)

第 18 条 疾病その他やむを得ない理由によって、ひきつづき 3 ヶ月以上出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため出席することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 19 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、事情により休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学期間は、第 5 条に定める修業年限および在学年数に算入しない。

(復 学)

第 20 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第 21 条 願いにより本学を退学した者が 2 年以内に再入学を希望した時は、その理由によって相当年次生としてこれを許可することができる。

ただし、入学の時期および手続きは、第 10 条、第 12 条、第 13 条および第 14 条に準ずるものとする。

2 前項に規定するもののほか、再入学についての必要な事項は別に定める。

(他大学への転入学)

第 22 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

(除 籍)

第 23 条 学長は、次の各号の一に該当する者については、除籍することができる。

- (1) 第 5 条に定める在学年数を超えた者
- (2) 第 19 条第 2 項に定める休学期間を超えてもなお修学できない者
- (3) 授業料、その他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 5 章 教育課程

(教育課程)

第 24 条 教育課程は、基礎教育科目および専門教育科目とする。

(授業科目)

第 25 条 授業科目の種類および単位数は別表 1 並びに別表 2 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 26 条 各授業科目の単位数は、1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、別に定める授業科目については 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

- (4) 一つの授業科目について、講義、演習又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第28条 学習の評価はS、A、B、CおよびFをもって表し、S、A、BおよびCを合格とする。

(その他)

第29条 試験および評価に関する事項は別に定める。

第6章 卒業および学位

(卒業)

第30条 学長は、本学に4年（第16条又は第21条の規定により入学した者は別に定める年数）以上在学し、別表1に定める授業科目および単位数を修得した者については、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学位)

第31条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

(資格取得等)

第32条 本学において取得できる資格等は、次のとおりとする。

学 部	学 科	資 格 等
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 養護教諭二種免許状

(単位の履修)

第33条 学生は履修しようとする授業科目を毎学期はじめに所定の方法によって届け出なければならない。

2 各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 その他必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認める時は、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の規定にもとづいて単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学・編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて60単位を超えないものとする。

4 その他必要な事項は別に定める。

第7章 授業料等

(授業料等)

第37条 入学検定料、入学金、授業料その他の費用の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 職員組織

(職員)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員および技術職員を置く。

2 本学に、前項に定める者のほか、その他職員を置くことができる。

(各組織の長)

第 39 条 本学に、学長、学部長、および事務局長を置き、それぞれの各長の職務は次のとおりとする。

- (1) 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、職員を統括する。
- (2) 学部長は、学部の教授をもって充て、学部に関する事項を掌理する。
- (3) 事務局長は、本学の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 前各項に掲げる者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

第 9 章 教授会

(教授会)

第 40 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 41 条 教授会は、学長、教授、准教授、講師および助教をもって構成する。

(教授会の招集)

第 42 条 教授会は、学長が招集する。

(教授会の審議事項)

第 43 条 教授会は、次の事項に関して審議、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学則その他諸規程に関する事項
- (2) 研究および教授に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 教員の資格審査に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、復学および転学に関する事項
- (6) 学生の試験、課程修了および卒業に関する事項
- (7) 学位の授与に関する事項
- (8) 学生の厚生補導に関する事項
- (9) 学生の褒賞および懲戒に関する事項
- (10) 研究生、研修生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生に関する事項
- (11) その他学長が諮問する事項

(その他)

第 44 条 教授会に関する事項は別に定める。

第 10 章 研究生、研修生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第 45 条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志望

する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(研修生)

第 46 条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修をさせるため、本学に派遣の申出のあるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、研修生として入学を許可することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第 47 条 学長は、本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、科目等履修生及び聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 48 条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第 49 条 研究生、研修生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生に関する事項は別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表 彰)

第 50 条 学長は、学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者に対し表彰することができる。

(懲 戒)

第 51 条 学長は、本学の規則に違反し、又は教育の趣旨に背き、若しくは本学学生の本分に反する行為をした者は、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 正当の理由がなくて出席しない者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(4) 本学および社会の秩序を乱し、その他学生として本分に反した者

第12章 図書館

(図書館)

第52条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は別に定める。

第13章 大学開放

(大学開放)

第53条 地域社会と連携した開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放に関する必要な事項は別に定める。

第14章 雑 則

(雑 則)

第54条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者の教育課程及び履修方法は、この学則による改正後の学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 看護学部看護学科

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
基礎 教育 科目	思考力養成	情報処理法	1		
		情報活用法	1		
		統計分析法	1		
		問題解決法		2	
		小計（4科目）	3	2	0
	表現力養成	ベーシック英語	2		
		看護に活かすコミュニケーション英語	2		
		医療英語		1	
		英文講読		1	
		日本語表現Ⅰ	1		
		日本語表現Ⅱ		1	
		中国語		2	
		韓国語		2	
		小計（8科目）	5	7	0
	人間力養成	地域活動論		2	
		コミュニケーション論	2		
		リーダーシップ論		1	
		小計（3科目）	2	3	0
	社会力養成	キャリアデザインⅠ	1		
		キャリアデザインⅡ		1	
		小計（2科目）	1	1	0
	人間の理解	発達心理学		2	
		生命倫理学	2		
		健康スポーツⅠ		1	
		健康スポーツⅡ		1	
		歴史と文化		2	
		民族と宗教		2	
		小計（6科目）	2	8	0
	社会の理解	自然環境論		2	
		日本国憲法	2		
		福祉と保障		2	
		経済と政策		2	
		国際ボランティア論		1	
		小計（5科目）	2	7	0
	学習力養成	スタディスキルズ	1		
		看護教育のための生物学			1
		看護教育のための化学			1
		小計（3科目）	1	0	2
専門 教育 科目	専門 基礎 科目	人体の構造と機能	人体の構造と機能Ⅰ	2	
			人体の構造と機能Ⅱ	2	
			人体の構造と機能Ⅲ	1	
			栄養学	2	
			感染免疫学	2	
		小計（5科目）	9	0	0
		疾病の成り立ちと回復促進	疾病治療論Ⅰ（循環器）	1	
			疾病治療論Ⅱ（呼吸器・消化器）	1	
			疾病治療論Ⅲ（内分泌・代謝・腎）	1	
			疾病治療論Ⅳ（造血器・運動器）	1	
			疾病治療論Ⅴ（脳神経・精神）	1	
		健康と社会のシステム	疾病治療論Ⅵ（婦人科・免疫・アレルギー・膠原病）	1	
			病理病態学	1	
			薬理学	1	
		小計（8科目）	8	0	0
		健康と社会のシステム	保健統計学	2	
			保健医療福祉行政論	2	
			公衆衛生学	2	
			看護関係法規	1	
			疫学		2
		小計（5科目）	7	2	0

科目 区分		授業科目の名称	単位数		
			必修	選択	自由
専門 教育 科目	専門 科目	看護の基本	看護学概論	2	
			看護援助論	2	
			基礎看護技術演習Ⅰ	2	
			基礎看護技術演習Ⅱ	2	
			基礎看護技術演習Ⅲ	2	
			看護倫理	1	
			基礎看護学実習Ⅰ	1	
			基礎看護学実習Ⅱ	2	
			チーム医療論	1	
		小計（9科目）	15	0	0
		生涯発達と看護	成人看護学概論	1	
			成人看護援助論Ⅰ	2	
			成人看護援助論Ⅱ	2	
			成人看護援助論Ⅲ	1	
			成人看護学実習Ⅰ	2	
			成人看護学実習Ⅱ	3	
			成人看護学実習Ⅲ	1	
			老年看護学概論	1	
			老年看護援助論Ⅰ	2	
			老年看護援助論Ⅱ	1	
			老年看護学実習Ⅰ	2	
			老年看護学実習Ⅱ	2	
			小児看護学概論	1	
			小児看護援助論Ⅰ	2	
			小児看護援助論Ⅱ	1	
			小児看護学実習	2	
			母性看護学概論	1	
			母性看護援助論Ⅰ	2	
			母性看護援助論Ⅱ	1	
			母性看護学実習	2	
			精神看護学概論	1	
			精神看護援助論Ⅰ	2	
			精神看護援助論Ⅱ	1	
			精神看護学実習	2	
		小計（24科目）	38	0	0
		地域社会と看護	地域包括ケア論	1	
			地域・在宅看護学概論	1	
			地域・在宅看護援助論Ⅰ	2	
			地域・在宅看護援助論Ⅱ	1	
			地域・在宅看護学実習	2	
			公衆衛生看護学概論	2	
			公衆衛生看護学活動Ⅰ		2
			公衆衛生看護学活動Ⅱ		2
			公衆衛生看護支援技術Ⅰ		2
			公衆衛生看護支援技術Ⅱ		2
			地域診断論		1
			健康教育論		1
			公衆衛生看護活動展開論実習		3
			個人・家族・集団・組織の支援実習		2
		看護の統合と実践	災害看護論	1	
			災害看護活動論Ⅰ	1	
			災害看護活動論Ⅱ		1
			小計（17科目）	11	16
			0		
		特論	看護管理論	1	
			国際看護論		1
			看護情報論		1
			医療安全論		1
			統合実践演習	1	
			統合実践実習	2	
			看護学研究法	2	
			看護課題研究	2	
			看護実践力演習		1
		小計（9科目）	8	4	0
		特論	家族看護論		2
			へき地看護論		1
			リハビリテーション看護		1
			緩和・ターミナルケア看護論		2
			認知症ケア論		2
		小計（5科目）	0	8	0

卒業要件及び履修方法

基礎教育科目では必修科目16単位、選択科目から14単位以上を選択し、計30単位以上を修得する。専門教育科目では、専門基礎科目として必修科目24単位、専門科目として必修科目72単位、科目区分〔看護の統合と実践〕、〔特論〕及び〔地域社会と看護〕の科目「災害看護活動論Ⅱ」から6単位以上を選択し、計102単位以上を修得する。従って、合計132単位以上を修得すること。

別表２ 保健師科目

	科目区分	授業科目の名称	単位数	
			必修	選択
専門 教育 科目	健康と社会のシステム	保健統計学	2	
		保健医療福祉行政論	2	
		公衆衛生学	2	
		看護関係法規	1	
		疫学	2	
	地域社会と看護	地域・在宅看護援助論Ⅰ	2	
		公衆衛生看護学概論	2	
		公衆衛生看護活動論Ⅰ	2	
		公衆衛生看護活動論Ⅱ	2	
		公衆衛生看護支援技術Ⅰ	2	
		公衆衛生看護支援技術Ⅱ	2	
		地域診断論	1	
		健康教育論	1	
		公衆衛生看護活動展開論実習	3	
		個人・家族・集団・組織の支援実習	2	
		災害看護論	1	
	特論	家族看護論	2	
		へき地看護論	1	
	小計（18科目）			32
履修方法				
保健師国家試験受験資格希望者は、卒業要件（132単位）の他に、保健師教育課程に必要な科目17単位を修得し、合計149単位以上を修得すること。				

養護教諭二種科目

教育職員免許法施行規則に定められた科目	左記に相当する本学看護学科の科目名称	単位数	
		必修	選択
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	健康スポーツⅠ		1
	健康スポーツⅡ		1
外国語コミュニケーション	ベーシック英語	2	
情報機器の操作	情報処理法	1	
	情報活用法	1	
保健師免許を取得後、申請により養護教諭二種の免許が取得できるが、ベーシック英語、日本国憲法、健康スポーツⅠ・Ⅱ、情報処理法及び情報活用法が履修条件となっている。			